

宮崎市監査委員 梶 谷 欣 也  
宮崎市監査委員 神 戸 洋 一 郎  
宮崎市監査委員 星 山 健 一  
宮崎市監査委員 近 藤 慶 子



### 定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査の結果を下記のとおり公表します。

#### 記

#### 1 監査の対象

地域振興部（地域コミュニティ課）所管の公立公民館等（赤江公民館、櫛公民館、生目公民館、宮崎西地区交流センター）の平成 29 年度及び平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの財務に関する事務の執行

#### 2 監査の場所

公立公民館等の事務室及び監査室

#### 3 監査の実施期間

平成 30 年 5 月 11 日から平成 30 年 6 月 22 日まで

#### 4 監査の着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

#### 5 監査の方法

公立公民館等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

#### 6 監査の結果

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

公民館利用団体登録申請書について、団体へ交付する利用団体登録証には期間が記載されているにもかかわらず、申請書の認定欄にはその記載がされていない。認定登録期間は認定日から当該年度末（3 月 31 日）までとされていることから、認定欄の見直しなど、認定日が明確になるよう検討されたい。

## 監査の着眼点

下記の項目について適正に執行されているか確認する	
小・中学校	収入支出等事務について
	備品の管理状況について
	給油券の保管・公用バイクの管理・運転日誌について
	就学援助費について
	薬品の保管状況について
	私用電話料等の徴収・調定等について
	郵便切手類の管理について
	補助金等について
	タクシー乗車券の管理について
公民館等	収入支出等事務について
	備品の管理状況について
	公衆電話料の徴収・調定等について
	郵便切手類の管理について
	タクシー乗車券の管理について
保育所・幼稚園	収入等事務について
	備品の管理状況について
	タクシー乗車券の管理について